

# 幼稚園教育要領の 実施について

上野 芳太郎

文部省はさる昭和二十二年「保育要領」を作成して、幼稚園の保育内容の基準を示した。この「保育要領」は、新しい教育制度における幼稚園の教育内容を示したものである。画期的なものであったが、占領中の特殊な環境の下に作られ、しかも急いで作成されたため、わが国の実情に沿わない点や不備な点が少くなかった。そこで文部省は保育要領実施後の経験に基づいてこれを改善するため、昭和二十五年その改訂を教育課程審議会に諮問し、その答申に基づい

て、教材等調査研究会幼稚園小委員会が、改訂原案の作成に当った。このようにして作成された原案を更に文部省において審議し、決定したのが「幼稚園教育要領」である。そしてこの間、あるいは専門家や地方当局の意見を求め、あるいは研究会などとの討議に附し、相当の年月をついやして検討を重ねてきたものである。従つてこの幼稚園教育要領には、各方面の研究成果が反映しているといえる。また最近に至つて、文部省が定める教育内容の基準の定め方についても検討され、国家的な要求を表明する基準として定めるものの範囲や、その記述の仕方についても研究された。そして全国のすべての幼稚園において守られなければならないものであるから余り程度の高さ、きゅうくつなものでは実情に即しない。また一般の幼稚園教師に読んで直ぐ分る簡素な表現でなければならぬ。これらの諸点については、特に注意した心算である。一部の人々からは、あるいは程度が低いといわれ、或いは、もっと具体的な指導の手引を示せといわれるかも知れない。前者に対しては基準性が強化されているから

現段階においては、この程度が適當と考えたと答へざるを得ない。また後者に対しては、教育要領は基準を示すものであるから、参考か示唆は指導書によつて示す心算であると答へることになる。幼稚園教育要領は法令的には、学校教育法第七十九条、第六十六条及び学校教育法施行規則第七十六条の規定に基づいて定められたものである。幼稚園教師の方々は、もれなくこの教育要領を研究し、これに基づいて、幼児や地域の実情に即した指導計画を作成し効果的な教育を行つていただきたいのである。幼稚園の教育内容に関する国家的な基準はこの「幼稚園教育要領」一つであり、ほかにはないのである。指導書その他の出版物はすべて参考書である。

今度定められた「幼稚園教育要領」は、昭和三十一年四月から全面的に実施されるものであり、既に文部事務次官通達をもつて、この旨都道府県の教育委員会、都道府県知事及び附属学校をもつ国立大学長に通告されてゐる。そして新しい教育要領の趣旨を地方に徹底するための措置としては、全国の指導主事連絡協議会や全国三会場に

おける趣旨徹底講習会において担当官から改訂の趣旨について詳細説明を行っており、各地方においてもその伝達講習等が行われているであろう。内容から考えてもこの四月から実施することはそう無理なく行い得るものと信じている。ここに関係者各位のご協力を均に期待する次第である。

#### 改訂の要点

今度の改訂の要点は次の通りである。

1 幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした。

2 幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役だつようにした。

3 幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した。

幼稚園、小学校の教育に一貫性がなければならぬことは当然のことである。同じ子供が、幼稚園から小学校へと進んでいくのであるから、その教育は、子供の発達段階に即応しながらしかも一貫性がなければならぬ。これは教育要領全般に亘って配慮された点である。幼稚園の教育は幼稚園らしいものであり、生活指導による教育であり、小学校のように教科指導を行うもの

ではない。最近一部の幼稚園は小学校化した教育を行い、算教や文字を教え込むことをやっていると伝えられている。われわれは幼稚園においては、小学校の教科指導のような教育は行うべきでない。幼稚園においては、教科指導に入る前段階の生活指導による教育を行うべきであると考えている。そしてこのことは幼児の心理的生理的な発達段階に関する研究からも支持されている。

幼稚園教育要領第一章においては、学校教育法第七十八条に定める幼稚園教育の五つの目標をさらに具体的に示し、相当詳細に指導目標を示している。このことによって幼稚園における指導目標が一層明確になり、指導計画の作成が容易になるであろう。ここに示された目標をよく理解して、幼児の発達段階に即応し、さらに具体的なねらいを持って指導を行うことが肝要である。そういう意味においてこの章は極めて重要である。

第二章は前章で述べた五つの目標に従って、幼稚園教育の内容を、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の六領域

に分類して示している。この分類方法も論者により多少意見を異にするものもあるようであるが、長い間の検討の結果ここに落付いたものであり、一般には余り問題がないであろう。この区分は、内容を一応組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜からしたものであり、小学校以上の学校の教科とは、大いにその性格を異にするものである。幼稚園の場合は、しぜん生活指導でこの六領域でねらう内容を身につけさせようとするものであり、この各領域のわくで教育しようとするものではない。各領域について「望ましい経験」を具体的に示し、参考として「幼児の発達上の特質」を掲げている。

第三章では指導計画の作成とその運営についての留意点を述べ、さらに一年間の教育日数は二〇日以上とし、一日の教育時間は四時間を原則とするが、教育時間は、季節、幼児の年齢を考慮し、幼稚園において適切にきめうる旨定められている。そして最後には指導計画の改善のための留意点を掲げ、教師の不断の努力を要望している。

(文部省初等教育課長)